会議録

会議の名称及び会議の回	第6回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会
開催日時	令和6年3月19日(火)午後7時00分~午後8時30分
開催場所	飯田市役所本庁舎 C311~C312
出席委員氏名(敬称略)	川島一慶、中島正韶、三沢亜紀、小林正彦、篠原岳成、
	田中雅孝、織田顕行、川口充央、吉澤章、原英章
出席事務局職員	熊谷教育長、秦野教育次長、
	伊藤生涯学習・スポーツ課長、
	本島生涯学習・スポーツ課長補佐兼社会教育係長、
	松下統括支援担当専門主査、矢澤主事
会議の概要	以下のとおり

司会:秦野次長

1 開会

皆さんこんばんは。お忙しいとこ集まっていただきまして、どうもありがとうございます。時間になりましたので、第6回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会を開催させていただきます。

2 教育長あいさつ

(熊谷教育長)

皆さんこんばんは。春とはいえ朝夕の寒さが厳しい中、本日もお集まりいただきましてありがとうございます。飯田市平和祈念館の展示・活用検討委員会は6回を数えますが、展示の内容をより良いものにして、さらなる祈念館の活用を進めていくことを目的に、展示・活用の在り方について幅広く様々な立場の皆様方からご意見をいただく場として設置をいたしまして、6回目を迎えました。第4・5回の展示・活用検討委員会では、平和資料収集委員会の皆さんが作成し提案をしていただいた、元731部隊に所属されていた方の証言に関するパネルを見ていただいて、パネル案についてのご意見をいただきました。また、いただいたご意見の中には、証言は大変貴重なものであるけれども、パネルについて客観性が保てるものであるかどうか、証言者の背景や思いが大切であること、また、ご遺族の思いや子供の心のケアへの配慮、公の展示としてふさわしいものであるか、様々なご意見をいただいて、検討が必要だというようなご意見があったというふうに認識をしております。今回は、いただいた意見を基に教育委員会としての考え方をお示ししたいというふうに考えております。

さらに、今回協議・報告させていただく中で戦争遺跡の紹介動画を作りました。これは、平和 祈念館への見学が難しい方や、動画を活用して平和学習の契機に活躍していただくこと、平和祈 念館に案内人を配置していますが、案内人が不在の際にも理解が深められること、戦争遺跡に足 を運ぶことが難しい方にも動画を通して現地の様子を見ていただく。そんなことを目的に3本の 動画を今年度作成いたしました。こうしたものを活用して、平和について考えるきっかけを作り たいなというふうにも思っております。本日も、ぜひ建設的なご意見、ご発言をいただいて深めていければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(秦野次長)

それでは、これから協議報告事項に入らせていただきたいと思います。

本日は、1番目に「元 731 部隊員の証言に関する展示について」、2番目に「市内戦争遺跡の紹介動画について」を議題とさせていただきます。

戦争動画、戦争遺跡の紹介動画につきましては、実際に動画をご覧いただきたいというふうに も考えておりますので、よろしくお願いします。それでは、ここからの進行につきましては座長 にお願いしたいと思います。座長、よろしくお願いいたします。

(座長)

みなさん、こんばんは。よろしくお願い申し上げます。それでは、協議・報告事項に入ります。 事務局お願いします。

3 協議事項

・元 731 部隊員の証言に関する展示について

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

皆さん、こんばんは。生涯学習・スポーツ課の伊藤です。よろしくお願いいたします。それでは、第4回・5回の検討委員会におきまして、平和資料収集委員の皆さんから提案をいただきました元731部隊員の証言パネルに関してご意見をいただいてまいりました。

第4回の会議では、口述史料の基本的な捉え方について専門的なお立場からご発言もいただいております。今後、飯田市平和祈念館の展示や活用を考えていくうえで大事な視点となる内容のため、次第の裏面に祈念館の設立趣旨、展示内容の基本的な考え方の下段の部分に口述史料の捉え方として今回整理して記載をさせていただいております。これは、これから検討していくうえでやはり大事な視点になるということで、整理をさせていただいたものであります。それでは、資料1ページをお願いいたします。

資料ナンバー1-1でございます。2回の会議で頂いた意見をまとめてございます。それぞれ活発にご意見いただき、どれも大事なご意見であることと捉えていますので、とばすことなく順番に説明をさせていただきたいと思います。

まず1番上ですけれども、飯田市として、不特定多数の方に展示する場であるということは常に考える必要があるということ。それから、公共的な施設という中でどういったアプローチをしていったらいいかっていうことを考えていければいい。3つ目でありますが、公の祈念館としてどこまで責任、正確性、反証が持てるかについて非常に不安な部分がある。内容を是とする人の多さという客観性を確保すべきで、広く議論の場を提供するといった視点も必要であるというご意見もありました。4つ目でありますが、口述史料はやはり大事だけれども、パネルにすると反証尋問がない。また、誰かが記録することは再伝聞になり、史料批判が難しい。5つ目でありますが、展示内容については飯田市が責任を負うというところを重視すべきで、パネルの内容が事実として教育委員会が説明できるものを展示すべきである。6つ目でありますが、作り手の強い

メッセージを発信したい、そういった気持ちには共感できるが、メッセージが強くなればなるほど恣意的に受け止められてしまうので、公の施設としてバランス感覚を大事にした方がいいというようなご発言です。これらの発言ついては、やはり公の施設として口述史料をどのように考えていく必要があるか、そういった視点でいただいた意見だと捉えております。

その下でありますが、口述史料を1枚のパネルとして限られた文字数に収めることは難しいと いうことで、証言者の話した文脈の中で、なぜその言葉を使ったのか、見る方にはなかなか理解 することが難しいので、パネル展示には限界がある。口述史料に基づく展示を行うのであれば、 全文脈を理解できるように展示するなど、全国の他の平和施設の創意工夫を学びながら、重層的、 多面的な展示の在り方を研究する必要があるということであります。次の8つ目も重層的な展示 とすべきという意見でありますが、展示原則として生の史料を展示し、できるだけ主観的な加工 が入らないものを載せることが大変大事であって、証言者がどのような生涯を送り、どのような 場面でどのように語ったか、そういった背景説明があった方がいい。証言した内容を書き起こし たものがあるのであれば、書き起こした文書とビデオを見ながら、証言者がどんな表情で語って いるのか立体的に分かる重層的な展示工夫を追求することが大事であるというご意見であります。 また、提案されたパネルが著書と口述史料を合体させたものという推測の上で、そのパネルにつ いては史料分離することが可能かということが大事で、史料の復元可能性が大事であるというこ と。史料を現時点においてできるだけ復元し公開されることが史料を扱うときの基本的な考えで あり、史料を復元し再検証するということが展示の客観性を保つ上でも不可欠であるという専門 的なご意見もいただいております。次の 10 番目のポツも同様でありますが、それぞれの証言を 取られた日時や、誰が聞いたか、どんなことを語っていたかを元々の史料に遡って分かるように、 歴史史料の復元可能性は大事だということを重ねて発言がありました。次の 11 番目のポツです が、提案された証言パネルについては、平和祈念館に展示してある物的史料を裏付けるものとし て確認できるか、提案された証言パネルでは物的証拠とどのように照合しているのかがはっきり 書かれていない。文書が文学的、ルポルタージュ的でパネル展示にはそぐわないという印象であ るというご意見もありました。その下でありますが、証言パネルとして聞き取った人の主観をそ のまま出すという形には大きな不安があるということで、ただし、証言を全て伏せてしまうのも 問題であり、図書館に証言に関する史料があることを紹介するなどし、詳しく知りたい人に情報 提供するなど生の記録を読める機会を設けることや、短くまとめた証言パネルを設置するという ような提案もありまして、短くまとめた証言パネルを設置することには慎重だというご意見もご ざいました。その下でございます。証言者の証言したビデオが残っているという状況から聞いた 部分の根拠を辿ることはできると思う。証言ビデオを撮影するにあたり、本人は撮影や公開され ることを了解していた。遺族の意思ということもあるが、本人の意思が非常に重いと思う。そう いったご発言もございました。その下であります。公の施設としてどういったものを展示するか 考えていくべきで、731部隊のことを学ぶ場があったり、この先の平和に繋げていく、そういっ た学びにしていくことが本当に大切だそういったご意見で、提案いただいたパネルについては、 ずれや違いがあるということから、このまま展示することは難しいと感じる、そういったご発言 もございました。1番下でございますが、歴史史料の展示物をどう受け止めるかという歴史的な 価値判断に関わることについてのご発言ですが、多様な思想、心情を有する自立した個人として

参加者に判断を委ねる、そういった展示のあり方が望ましいということ、また、展示の在り方については、市民のコミュニケーションを通じて合意形成を図っていくことが大事であるというご発言もありました。これらは、口述史料の特徴を踏まえて、どのようなことを大事に考えていく必要があるかっていうような視点や、平和祈念館の展示のコンセプトに関するご意見であったと捉えております。

それでは、資料おめくりいただいて、2ページをお願いいたします。1番上ですが、南京大虐 殺や平岡ダムなどパネルも提案したが内容がカットされている。この地域の加害歴史をもっとみ んなに知ってもらいたい。もっと充実した展示するため継続して議論してほしいというもの、そ の下でございます。証言者のご遺族が展示することに対して不承諾ということは残念だと思うが、 展示の説明や背景の展示パネルがあり、その中に証言者の言葉が少し入っている、そういったよ うなものが適当ではないかというご発言もございました。これは、新しい方法の1つの提案とい うふうに捉えています。その下でありますが、証言者が証言したビデオをご覧になって、その内 容を文字で起こした資料があり、提案いただいたパネルを見ると少し違和感がある。タイトルで 使われている見出しは証言者の言葉ではないというようなご発言もありました。文字起こしした 史料やビデオからは、証言者の方がためらいのある証言だったということで聞いているとご発言 でございます。また、731 部隊が非道な許されざる戦争の極限のおぞましい内容ではあるが、そ れを告発や断罪というものに証言者の証言を借りてしている。証言者のためらいながら勇気を持 って証言してくれたそのままの言葉を拾い、私たちは、731部隊は何だったのか、証言者がそれ まで抱えてきた苦しみや関わってきた人々が抱えてきた思いや、背景を受け止め証言に向き合う、 そういったものでありたい。証言者のタイトルで使われている見出しはどこかでそのように話し たかもしれないが、上映会のビデオでは大変なためらいを持ち、タイトルで使われてる見出しの ように言われても仕方がないといったニュアンスだった印象を持っているということでございま す。証言者は「この歴史をなかったことにしてはいけない」という思いで話してくれているが、 証言者の証言パネルをどう展示するかということについては別の話ではないかということでござ いました。その下でございますが、731部隊の歴史があったかなかった論ではなく、教育委員会 がこの歴史に向き合わないというわけではないと思う。展示物を生かし戦争の悲惨さを考えても らいたいと、証言を何らかの形で生かしていきたいという思いがあり、議論されていると思う。 せっかくの史料や証言をどのように展示していくか、そういったところを議論していいものにし ていきたいというご発言もいただいております。また、証言を公の場で展示し、多くの人に見て もらうということになると、社会全体が責任を持って証言者の体験や思い、今まで抱えてきた苦 しみを受け止めることによって証言者の尊厳が回復される。それくらいの意味を持っていると思 うということで、これは本当にこういったテーマを考えていく上で大変重たい課題であるかなっ ていうことも再認識したところでございます。その下でございます。証言者について証言した際 には、「私は先が短いから、若い人に私がやってきたことをぜひ知らせたい」そういった思いで 証言をしてくれている。この思いを生かし、展示戦争の恐ろしさを分からせていきたい。そうい ったご発言もございました。その下でございます。731 部隊の体験された方の証言は、語り手に とって大変重たいことで歴史的価値のあるものなので、何らかの方法で地域社会に広く展示する ということが望ましい。証言者の体験について丁寧に生い立ちから今日に至るまで貴重な人生体

験を聞いて後世に伝えるべき。その証言を聞いたうえで、どこを展示するかを考えた方がいいが一部だけを切り取った展示では難しいと思う。証言者に関して本人もご健在で、必要ならば私が話をしてもいい。そう言っているため、証言を聞き、提案したパネルに付け加えるということもあっていいのではないかというご発言もございました。これらのご意見は、具体的に、提案いただいたパネルの内容に関するご指摘であったり、証言者の思いをどのように受け止めていくか、そういった視点でいただいた意見であると捉えております。

それでは、1番下でございますが、ここからは、ご本人の残されたご遺族への展示の同意に関 するご意見だったということで捉えております。語り手の遺族の同意が得られなかったという問 題について、1つとして、731部隊の封印された戦争責任をめぐる戦争の重圧の下、苦悩されて いる方々であり、ご遺族の心情に真摯に向き合う必要がある。また、飯田市が行政行為として許 諾を求めたことであり、行為の意味はとても重いと思う。おめくりいただいて3ページでござい ます。証言者自身の強い意思があることも分かったが、ご遺族の気持ちも大事にしたいと思う。 人が亡くなった時に実際に悲しいのは残された人で、今生きている人がどう感じるか大事に考え た方がいい。その下です。証言者について新聞報道で名前が公開されているので、それはすでに 公開されていると言ってもいいのではないか、そういったご発言もございました。その下でござ いますが、証言パネルの内の1つについて、パネルの内容は出版されている書籍から引用したも のが中心であるということで、本に書かれていること以外はダメということではない。本に書い てあることで遺族も展示していいという了解があれば展示をしてもいいのではないか。 そうい ったご発言でございました。その下でございます。多様な個性に応じて子供の心のケアをどう行 うかが課題になっているので、インクルーシブな人間関係をどう築いていくか、ケアの視点から 平和教育を考えていくべきであり、見学者の関心に応じて主体的に学ぶことができる。そういっ た重層的な史料配置の工夫が必要であるということ。その下でございます。これは小学生のアン ケートですが、戦争の勉強はめんどくさいと思っていたが、ここにいたら怖さがわかった、そう いった回答があることから、日本で何があったのかを知りたいという次の問いには繋がっている ということで、重層的に学び続けられる機会となっている。祈念館に対するそういった評価もい ただいております。その一方で、見学後暗いところが歩けなくなった。日本は極悪非道だ。そう いった様々な感想を持つ子供がいることがわかり、どこまで公の施設で展示していくのかは考え ていく必要があるということや、現在の展示でも子供たちは怖さを感じており、平和を願う気持 ちは純粋に持っているので、展示を一般のみならず子供を含めた学びの場とするときに怖さをど こまで強めるか、ケアの必要性を聞く中で気になったというご発言もございました。最後の1つ でありますが、広島の記念館に蝋人形が展示してあり、そういったものを見てインパクトが強く、 トラウマを抱えてしまったこともあったということで、これらのご意見については平和祈念館で 対象としている小学生への展示内容に関するご意見だったとまとめさせていただいております。

続きまして、資料の4ページをお願いたします。731 部隊の証言に関する展示・紹介についてでございます。飯田市の展示内容の基本的な考え方、また展示・活用検討委員会でいただいた意見を踏まえまして再検討した結果として、平和資料収集委員の皆さんから提案いただいたパネルについては、展示することはできないと判断をしております。ただし、731 部隊の証言は大変貴重なものであると捉えていますので、今後も、平和祈念館の展示内容の基本的な考え方に基づき

ながら、1つとして、口述史料としての客観性が担保できること、2つ目として、証言者の証言に至った背景や思いが伝わること、3つ目として、証言者や証言者が亡くなっている場合にはご遺族の同意が得られることを大前提とし、かつ、4つ目として、子供たちの心のケアに考慮して、パネル以外の方法も含めた展示・紹介のあり方について模索をしていきたいと考えております。その下には、先ほど発表しました第 4・5 回でいただいた意見と重なる部分でありますけれども、パネル以外の展示・紹介の方法について、2回の会議でいただいた意見を5点記載しておりますので、ご確認をいただきご意見をいただければと思います。説明は以上でございます。

(座長)

ただいま事務局の方から報告と提案がございました。4 ページの上の四角でございます。今お話がございましたように、平和資料収集委員会から提案のあったパネルについて展示はできないものと判断するということでございます。しかし、証言のパネル化、そこに挙げてあるような①から④までのことを反映しながら、考慮しながら、パネル化も考えなくてはならないとパネル以外の方法も含めてという表現になっております。で、今日の会議におきましては、どのような形で、この四角の下段にあるパネル以外の方法も含めたパネル展示も含めて、展示・紹介のあり方について模索していきたいということでございますので、どのような形で、もう少し具体として、その下の方のところにも、4 ページの下側のところにもいくつか出ておりますけども、そんなところを重ね合わせながら、具体的なイメージとか、自分の考えが固まっていなくてもこんなようなものがいいなということを出していただきながら、それを事務局の方でまた検討しながら、新年度になってから、いつの日かここの四角の中の1番下の行のパネル以外の方法も含めた、パネル展示も含めた、展示・紹介のあり方についての具体が提示、提案されるというふうに考えていますので、ご意見をお願いします。どうぞご発言をお願いします。

(5番の委員)

今の報告についての質問ですけれど、その四角の中のですね、「①口述史料としての客観性が 担保できること」とありますが、口述史料、つまりオーラルヒストリーとしての「客観性が担保 できる」の意味するところの内容を、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

(座長)

今の質問と合わせながら、もう1つの別の観点からの質問でも結構でございますので、よろしいですか。

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

ただいま、上の囲みの中の①の口述史料の客観性ということでご質問いただきました。口述史料については、特徴的なこと口述史料の特徴も含めて今回資料に入れてありますけれども、多くは2回の会議の中で、まとめる時の主観がやっぱりどうしても出てしまうということもありましたので、再検証できるようなわかるものであって、そういう主観が入らないもので、加えて展示の考え方から行くと、それを見たうえでの判断っていうのは、見ていただいた参観者に委ねていく。そういう意味での客観性というような表現にさせていただいております。

(座長)

オーラルヒストリーの史料もいわゆる文字の史料も、基本的には主観的な要素を完全に排除する。そういうことはないわけでございますので、そういううえに立ったうえでの客観性って言葉

を使ったのではないかと座長としては理解したんですけど、いいですか。どうぞ。

(5番の委員)

はい。お答えありがとうございました。今お答えをいただいた中で私が思ったのは、この口述 史料をした人の主観というようなことではなくて、まとめるときの主観が出てしまう。再検証が できない。つまり、口述史料そのものの客観性ということではなくて、それをまとめるうえでの 客観性というふうに私は理解しました。そういうことでよろしいのでしょうか。

(座長)

私もそんなふうに理解しておりましたが、よろしいでしょうか。

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

はい。今お話いただいた通りの考え方であります。

(座長)

繰り返しません。他に、教育委員会の判断を踏まえながらですね、この下の①から④まで大変な基本的なことがあるわけですが、そこを踏まえながらですね、証言のパネル化の可能性とか具体性あるいは、他の展示・紹介のあり方っていうことで、この前の検討会にもありましたように、証言パネルを、出すか出さないかというそういうことでなくて、それらをひっくるめた形での意見を出していただきたいということでございますので、よろしくお願いします

(11番の委員)

色々まとめていただいてだいぶわかってきたんですけれども、パネルの展示、私たちが作った、平和資料収集委員会で作ったパネルにこだわらずに、そうは言ってもやっぱり証言っていうのは本当大事なものであるので、それを無かったことにしちゃうんじゃなくて、映像でこう、ビデオでこう残すとか、あるいはその人が話した講演会とかそういう音声で残すとか、あるいはもうちょっとわかりやすいパンフレットみたいなものにして、残したらどうかと。小学生が非常に怖さを感じるとか、そういったことにならないように、見たくない人は見なきゃいいんで、パンフレットみたいな形にして、ぜひ見たいっていう人はそれが見られるようにというような形にしたらどうかなと私は思います。それともう一つ、現在展示されている 731 部隊のパネルが 1 枚と、その下に非常に貴重な医療器具だとか本だとかその名簿等があるわけですが、今のままでは、731 部隊と下の貴重な史料が説明されていない。初めて来た人は、説明のバネルと下の史料を見て非常にかけ離れてるっていうか、具体的にはわからないんじゃないかと。この 731 部隊はこんなところだったんだよって、そういう説明がもうちょっとないと、裁判所の資料だけあそこへ展示したって、それはわからないと思うんですよ。だから、もうちょっと具体的な 731 部隊はこんなようなとこでしたよっていうような説明の文章があるといいのではないかなというふうに思います。以上です。

(座長)

はい、ありがとうございました。私の司会は、発言をいくつかいただきながら、例えばそれを項目的に、箇条書き的に、ここまでの意見が確認されました。とかで進めるのではなくて、今の発言に重ねながら、あるいは別な形からどんどん意見を出していただきながら、それが総合的な形で具体的なものに繋がっていくというつもりで進めているわけですので、1つの方向へ持っていくっていうことじゃなくて、何か共通なところで1つの方向が出ればいいな、しかも、そうい

う具体的な細かいところはなかなかわからないので事務局の方でご検討くださいと言うわけです けれども、今のような形でもう少しあげていただきたいと思います。よろしくどうぞ。

(8番の委員)

8番です。私はこの間、新宿の平和祈念展示資料館の見学をしてまいりました。その中で、いくつかの史料なんですけども、ビデオシアターを週替わりで30分から40分のビデオを上映していますとかですね。図書閲覧コーナーってことで、戦争に関係した2,000冊の図書を自由に読むことができますとか、あるいは情報メディアコーナーということで、モニターとヘッドホンをつけて体験者の貴重な証言を聞いたり映像を見たりできますといったようなコーナーを設けられているんですね。こういったような色々な形でその現史料へのアクセスっていうのは可能だと思いますので、そういったことを検討していくのが一つかなと思っており。

(座長)

はい、ありがとうございました。引き続いてご発言を求めます。4ページの下から2つ目のところ、4ページの下段の2つ目の証言内容を書き起こしたものがあるならば、書き起こした文章とビデオを見ながら、証言者がどんな表情で語っているのかが立体的に分かるような展示も追求してはどうかと。もちろん、ご遺族の方、証言者の承認、承諾とかが必要とかいうこともあるでしょうし、ビデオが再生に耐えうる、劣化がどの程度のものであるのか、私は視聴してないのでわかりませんけれども、本格的に技術的な可能性っていうんですかね、ビデオが要するに視聴に耐えうるものなのかどうなのかをお聞きしたいんですけど。収集員会の皆さんに聞いたり事務局の方に聞いてるような形の進行なんですけど。10番さんは聞いてみたと思うのですが。

(10番の委員)

前回申し上げたように、考える会の方たちの勉強会で上映があったので視聴に行ったんですけれども、古い映像で、音声も映像の方も見る分には厳しいなという感じはしましたけれども、その映像を使いながら何かまとめるという編集の仕方で使うことは可能だと思うのですが、そもそもご遺族の方がそれを使ってよいというふうにご許可いただいてるのかどうかが、難しいところだと思いますけれども。

(座長)

ありがとうございました。前回の検討委員会の時に、座長発言ということで、奥歯に挟まったような言い方をしたんですけれども、ご理解いただけなかったような感じもするんですが、私たちの検討委員会の中で、このような形で展示できたらとか、あるいは映像を見たり聞いたり視聴することができたらいいのかなという形のものが、教育委員会の方で1つの具体と言いますか、形がまとまって見えた時に、ご遺族の方に、このような形であればどうなんでしょうかとか、そういうような形でお願いをしてみる。押し付けるんじゃなくて、こういうふうな形を考えたんですが、どうなんでしょうかっていう、そういうようなことはどうなんだろうかっていうことをずっと引っかかっておるわけですよね。この前の資料収集委員会のパネルを持って、これでどうですかって聞くのは、まだこの検討委員会では、そこまでいってなかったわけですから、ちょっとそこが引っかかりながらずっと来てるんで、今後のことで、今の教育委員会事務局の4ページの上の四角の下の方のような形で色々やっていた時に、やはりお伺いをしておく必要のあるものも、当然②・③のとこでも出てくるわけですよね。6番委員さん。

(6番の委員)

はい。6番ですが、これまでのパネルについては、遺族の許諾を教育委員会が求めて許諾を得 られなかったっていう経緯があったと思いますが、それはパネルの内容が、ご本人の証言の部分 が中心になっているっていうことですから、当然著作物の中に証言をした人の意思も入るから、 著作権っていう法律上の問題も絡んでくると思うんですね。私は著作権について法的な知識が乏 しいもんで、法律の専門家の方にご判断いただくことは大事だと思うけど、そういう性格のもの だと思うんですよ。今度の提案の中に検討材料として入っている画像ですね。動画の画像の場合 は、ご本人がすでに公の場で語ってるというものを画像として保存して、当時ご本人の許可も得 て保存されたものだと思うんですよね。ってそういうことであれば、著作権というのはその動画 を作成した側にあるのかなと思うんです。それについても、私は法律の専門家じゃないんでわか らんけど、一般常識としては、ビデオ作成者の側に著作権があるのかなというふうに素人判断を するんです。そういうことであれば、著作権という法律上の問題は、パネルとは違って、動画と して公開するには問題はクリアできているんだろうなと思うんだけど、ただ、やっぱり倫理上の 問題はありますね。モラルの問題としては、やはり動画を公表されて、御遺族の方は大変精神的 な苦痛を感じるということもね、ないわけではないですけども、そこはやはり「公の利益」のた めにご理解、ご協力をお願いできないかというね、そういう行政側からのお願いはして、コンセ ンサスを得ていく努力はした方がいいと思うんですね。ですから、パネルと動画とは著作権の性 格が違うんじゃないかな、当然法的な提案の仕方も違うだろうなと思うんで、ご理解を得るとい う遺族の方の心情にもしっかり向き合っていただく中で、市民の場、公的の利益が実現できるよ うなあり方を考えていかないと、そんなふうに思っています。以上です。

(座長)

ありがとうございました。この会議の進行について、ちょっと事務局の方にお聞きしたいんですが、あとの方のビデオは 1 本何分くらいでしたっけね。 1 本 3 分で 3 本で 10 分ですね。はい、ありがとうございました。8 時 30 分には終わりたいと思います。それで、10 分と説明等を含めて 15 分を超えるぐらい、5 ページにある動画についてでございます。それがございますので、そこらの時間と合わせて、731 部隊以外の、新年度に向けて展示や史料の活用等についてのご意見も年度末でございますので、ここら辺でもうちょっと集中的に出しといてもらわないといけないと思っておりますので、731 部隊のことについて、もう 5 分ぐらいを目途にどんどんとご発言いただいて、次に行きたいと思いますが、どうぞお願いします。

(5番の委員)

5番です。私は収集委員をやっていますので、今ビデオとかそういう話があって、どのくらい 史料があるのかを知っておく必要があるかと思います。今話されているのは、名前は出しません けれども、平和祈念館に展示してある 731 部隊の遺品を持ち帰った方の動画の話、映像の話が出 てますけど、じゃあその他の人はどうかと言われますと、例えば宮田村の 731 部隊の少年隊に行 かれた方は、この前も申しましたように、現在とてもご健在でお話もできるっていうことで、こ の方は手記も書いていますし、それから映像もあります。それにこれから撮ることもできます。 それから、もう一人の少年隊に行っていた方は、今話すことはもうできないんですけれども、戦 争展で語った、これは画像ではなくて音声があるとか、ちょっと確実ではないんですが、多分残 っている。そして、それを起こした文章は残っています。それから、もう一人、少年隊ではなくて運転手をされていた方がいるんですけれども、この方は本を自分で出されていますね。これは自分で書かれた本が残っているし、最近その人の映像が出てきました。なので、今それを業者に頼んでビデオ VTR にしてもらうように頼んであります、戦争展としてやっていることですが。そのように映像、それから音声の記録、それから書かれたもの、そういうものが残っていますので、そういうことを踏まえて議論をしていくといいと思いますし、私は、ここにありますような多様なやり方、自分で選んで視聴するというようなことをぜひやっていっていただきたいということは思っています。時間がないので簡単に申しました。

(座長)

ありがとうございました。この証言に関わることにつきまして、もう少し発言を頂戴できますでしょうか。はい、お願いします

(10番の委員)

はい、10番です。先ほど5番の方がおっしゃったような音声、映像、著作物そういったようなものは、付属史料として来館者が手に取って見たりすることができれば大変いいと思います。ただパネルに関しては、持ち帰られた医療器具です。とか本だとかその説明のために、731部隊でその方がどんな役割を果たし、そこではどういったことがあったのか、11番の方がおっしゃったように、その現物史料を説明するパネルがあり、その中に可能であればその方の思い、証言ですね、そういったようなものが入っているのが適当ではないかなと思います。で、座長さんもおっしゃったように、飯田市の教育委員会さんの説明で、御遺族の方は不承諾とお聞きしておりますけれども、それでも現在の見解として、今日の配布資料で示してくださっている通り、ある程度新しい形のパネルを作り、このようなものを作りたいと、ご遺族の方に理解を得る努力をこれからされるのかどうかっていうところも確認をさせていただきたいです。

(座長)

ありがとうございました。いくつか具体的なご提案や、あるいはこうあってほしいという願い、思いを含めたご発言を頂戴いたしました。今までの検討を踏まえる中で、具現化しようという動きが大きく出ているということでございます。で、今までのお話のところで、今 10 番の委員の方からもちょっと質問が出ているので、お答えをいただきながら次に進みたいと思っております。(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

はい。お願いします。只今、資料の4ページの下段に書いてある内容、教育委員会の提案というものではなくて、2回の検討委員会で委員の皆さんから、パネルの難しさとともにこういった方法ができるんではないかっていうご意見をいただいたものを記載をさせていただいておりますので、本日またご意見いただき、そういったものを含めた検討をしていくということになります。もう1つ、内容の承諾の関係ですけれども、私共も、開館に向けては難しい、厳しい時間の中で収集委員の皆さんから提案いただいたもので準備をしていましたが、やはりそういった考え方が、多分承諾を得る側の皆さんもまだ理解できていないという部分も感じております。承諾いただけるかどうかは分かりませんけれども、1つの方向性が出れば、それに対してそういったご遺族の方にお話をしていく。そのようなことは、これから展示の方法が定まって案としてまとまったような段階では必要になるかなという考え方でございます。

(座長)

はい、ありがとうございました。731 部隊に関することにつきましては、ここでご意見が出たものとして次に進みたいと思います。次は映像を見ていただくわけですが、それに含めながら、731 部隊以外の平和祈念館の展示についてご意見や要望や懸案になっているものもいくつかあるかと思いますので、そこら辺のことも時間いっぱい出していただく形で進めたいと思います。よろしくお願いします。

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

はい。それでは、資料5ページをお願いいたします。市内の戦争遺跡、市内ばかりではありませんが、平和祈念館に展示してあるこの地域の戦争遺跡に関する動画の作成を、令和5年度の予算で進めてきております。目的に書いてありますように、祈念館へ来観することは難しい方も当然いらっしゃいますし、動画を活用して、平和学習の契機として活用していきたいというものです。現在、祈念館には案内人もおりますけれども、不在の際にも本人の希望によって動画視聴し、学びを深めるようなことができればということで作成をしたものでございます。作成した動画は3本であります。資料に記載の通り、3カ所のものでありますけれども、この動画については3分程度ということで作成をしておりまして、Youtubeの祈念館の展示の中に二次元コードを設けながらスマートフォン等でも視聴できる。そういったような活用を考えておりますので、まずは3本の動画をご覧いただければと思います。

・・・動画を視聴・・・

(座長)

感想聞きますかね。

(9番の委員)

はい。ありがとうございます。9番ですが、まずそのシリーズってなっていて3以降あるのかなっていうところが1つ気になったところです。例えば、忠魂碑とか、そういったところも上がってくるのかなと思いました。また、今回の資料の最初のところに、展示内容の基本的な考え方ということで、多角的に学ぶことができる展示内容のところで、特に子供の発達段階に即して、主体的、対話的、深い学びと書いてあるんですけれども、もちろん前半の部分で、731部隊の証言のパネルももちろん大事なところではあるんですが、多角的となった時に、より多くのものがあると、子供たちはいろんな場面、いろんな立場から学べていくのかなと思いました。また、特に松脂を取るところは、当時の中学生が動員されていたとか、そういった話もあるかなとは思いますので、そういったことも入ってくると、現代の中学生、子供たちが自分たちの生活と比べて、戦争に参加させられていた、協力させられていたっていうところと、比べやすくなったりするのかなと思いました。以上です。

(座長)

ありがとうございました。他にどうでしょうか。はい、6番さん。

(6番の委員)

はい、6番ですが。爆弾三勇士は石像が大変ビジュアルでいいなと思いましたけども、パネル

とのタイアップということで言うと今後の課題だけども、すごい険しい山の道の途中に、道路脇から随分離れているんですよね。なぜそんな離れたところにあるのか。当初あった位置から移動しているんじゃないかっていう人もいるんですよね。ですから、その経緯は今後とも検証していかないといけない。で、やっぱり地元の人が、生きて経験した人がご存命のうちにぜひ調査する必要があるんじゃないかな。そういう背景的な事実をしっかり調べておくことが必要。だから、なぜあのような、かなり山の中ですよね、そこになぜあるのかっていうことを、やはり検証しておく必要があるだろう。それは戦時中は、佐倉神社がありますね、あそこは、武運長久の祈願の神様にさせられちゃっているんですよね。元々は弾除けの神社だったんだけども。そういう経緯も含めてね、なぜあそこにあるのかってことも、子供たちにもぜひ考えると、すごい歴史の見方が広がっていくのかなと思いますね。以上です。

(1番の委員)

大変興味が深く、拝見をさせていただきました。3分という時間、おそらくこのくらいが1番ちょうどいいのかなと感じました。これを展示室で見ていただくという場合に、どんなふうにするのが適切かなっていうことを考えた時に、おそらく地図があって、そこにバーコードを貼り付けてというような、やり方は1つあると思うんですけども、おそらく当然番組が3本だけではまだまだ全然足りないので、これからどんどん増やしていって、ある程度の見栄えがいいようなレベルに持っていかないと思いますけども、まだこれから、先ほど9番の方からお話ありましたけども、年間何本ずつぐらいコンテンツを増やすことは可能なのかですよね。で、おそらくこういった映像のコンテンツって、対応年数というか、流していくうちに当然古くなっていくこともありますので、例えば5年、10年とかっていう、対応年数を想定っていうのか、そういうものが事務局の中で何かこうお考えをちょっと気にはなるところではあります。試みとしては、最初と試みとしては非常に私もこういうものが、戦争の展示をもし見ると言った時にあると、とても理解が深まるんじゃないのかなと感じました。以上、感想でございます。

(4番の委員)

はい、ありがとうございました。私、大変興味深く見させていただきました。まず、時間的にもとても見やすいですし、見やすいというのは、このくらいの時間で視聴できると、見ていて「あそこどうなっているのかな」とか、「それってどういうことなんだろう」とか、もっと知りたくなることが3編ともあるなと思いました。で、そういうふうに思ってもらえることが、こういうビデオの良さですし、この3分にまとめられていることで、もっと知りたい、あるいはそこはどうなっているのかというところについて、どんどん興味が湧くような作りになっているところがとてもいいなと思いました。それからこの動画は現地ではないところで見るので、知りたいの他に、そこへ行ってみたくなる気持ちもわいてくるかなと思いました。単純にちょっと自分も本当に行ってみたいな、そういう思いがわく歴史史料っていうのはいいなと思いますし、この動画の良さだなってことを感じました。

大人であったり、学年が進んだ子供たちであったりという立場で見た場合、例えば日本陸軍英雄の像ってありますけど、そこは少し気になりました。これは日本側というか陸軍側から見たら確かに英雄なんですけど、違う面から見たら、なんでこれは英雄になっているんだろうといった具合にいろんな角度からこの事実を捉えたらどうなるんだろうってことを考えてもらうといいの

かもしれないです。あえて3分だからこそ、いろいろなことが思い描けるっていうところで、やっぱりこのくらいのものをたくさん用意していくと、子供たちも非常に学びが楽しくなるというかやってみたくなる。知りたくなるっていう動画だと思いました。はい。以上です。

(座長)

11番さん。

(11番の委員)

私も興味深く見させてもらいましたが、3番だけで終わるんじゃなくて、これからも作っていくんだろうと思うのですが、私の提案です。提案としては飯田高校の前庭のところにある希望の像が、どうしてできたのかということ。また女子高の横にある、昔、小学生がよくそこの前を通ると拝んでいたという奉安殿は今、平和殿になってるのかな、そういうものもいいかなと思いますし、あと、川路に行くと天龍峡のところに豊川海軍工廠の施設があったり、モンテンルパの碑があったりします。それから、風越高校では風船爆弾を作っていたというのもありますので、これからいろいろネタがあるかと思いますので、そういうのも作ってもらって、3分ぐらいでまとめてもらうといいんではないかなと思います。以上です。

(座長)

いくつもの提案、ありがとうございました。私の方から発言あります。私の方から、やはり学校へ教材としてどう扱うかっていうところは、やはり教育委員会の方で、1つのマニュアル、何か1つの位置付けが必要になるのかなと思います。例えば、爆弾三勇士ってのは肉弾三勇士っていう言葉も一緒にあるわけですし、また事故ではなく戦いの中での軍の指揮官の言動等々も絡まっております。また、一時期この三勇士のうちの2人は出身地をめぐる形で大きな話題になったこともございますので、ある部分はやっぱり学校の教材として扱うときの慎重性ってものは教員側に必要であると思うのです。そこら辺のところはしっかりと学ぶようにしていただいた方がいいかと思います。それから、6番さんの方でお話なされたところ、この地域の石造文化財について、「わがムラの石造文化財」の第2巻にこれを取り上げております。この石像を作った石材屋さんの代が変わっていますが、分かっておりますので、5・6番さんがご指摘したような形のことについては、また別の形で調査というか調べていくことも大事じゃないかと感想を持ったわけでございます。今のビデオのことについては、ちょっとまとめてお願いします。質問がいくつかありました。

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

はい。この3本以外どうするのかというご質問があったと思います。令和6年度においても予算としては見込んでおりますので、内容については色々アイデアをいただきながら、基本的には祈念館の展示に関わるものというものをまずは優先しながら、作成していくことになるかなとそんな考え方でございます。教育委員会の方でも、展示の内容に合わせてどんなものができるか、そういったものも、先ほど6番さんから場所が変わったんじゃないかというようなこともいただきましたので、そういうことも含めて、教育委員会としても調査をしながら考えていきたいと思います。

(5番の委員)

大変興味深くていいと思いました。で、教育委員会の方でぜひ考えていただきたいのは、これ

の視聴の仕方なんですけれど、今の平和祈念館の中で見ることは大変だから、隣に中会議室ありますよね、あそこに、先ほど1番の方が言われたように、飯田下伊那の地図を置いて、ここだよとか、あそこだよっていうところを選べば、それが画面が出てくるっていうような、そういうような視聴覚室みたいな機能を考えていかれたらどうかというふうに思いました。3階の共有スペースにたくさんの高校生たちも来ていますので、きっと喜んで見るんじゃないかなと思いました。先ほどの731部隊のいろんな多角的な多面的なものを置くっていうこともありますし、そういう点で中会議室あたりを色々活用するということも考えられていかれたらどうかと思いました。以上です。

(座長)

10番さん

(10番の委員)

この映像に関しては、飯田市教育委員会さんが制作し、責任を持って公開するということですね。はい。どなたかが学術的に検証しているとか、そういうことは、とりあえずはまだないという感じでしょうか。というのは、例えば爆弾三勇士のタイトルのところにですね、「飯田に残る日本陸軍英雄の像」とあり、これが例えば Youtube の表紙のところにどんと出たら誤解を招くと思います。大変に。表現の仕方とかはやはり慎重に。Youtube だったら世界中で見れますので。というようなところはちょっと心配な部分でした。はい。映像としては、やはり行ってみたいなという気がするものでした。

(座長)

ありがとうございました。はい。11番さん

(11 番の委員)

今の話にも出たんですが、やっぱり歴史の専門家というか、学芸員というかね、その平和祈念館専属の学芸員をやっぱり置いて、いろんな文章の細かい点についても、ここはちょっとまずいんじゃないかとか、ここはこういうふうに直した方がいいとかっていうようなことが専門的にわかる人をね、やっぱり置くことも必要じゃないかなっていうふうに思います。

(座長)

色々ご発言いただきました。まだ教育委員会の方でおまとめと次年度への展望を含めたようなお話をいただく前に、もうあと皆さんご発言があればいただきたいんですが。そうですね、動画に関係なくて結構です。

(6番の委員)

はい。731 部隊の問題はやはり解決するのは大事だと思うんだけど、それと関連して、今後の 課題として、議論してほしいなと思うのは、平和祈念館の制度設計の問題です。

第一は、先ほどの 11 番の委員が専門家をおいておくべきだって話もあったけど、そういうことも含めて考えていくってことですね。とりわけ戦後の教育ってものは、基本的な考え方は、教育は国民に直接責任を負って行うという、教育法でいうと「教育の直接責任原則」っていう、そういう原則があるんですけどね。ですから、一般行政が直接教育の内容に関わるのは抑制していくべきだっていう考え方があるんです。で、教育は当然、学校教育だけじゃなくて社会教育も入ってくるわけで、平和祈念館、広い意味での社会教育施設として捉えれば、基本的にはやはりそ

ういう教育法の基本的な考え方ってものをね、大事にしていく必要があるだろうと思います。ですから、他の社会教育施設は、例えば図書館で言えば、司書がね、責任持って専門家としてやる。博物館は学芸員という資格を持った人が責任を負って展示を行う。そして、社会教育については、社会教育主事の資格を持った人が、専門家として社会教育を担っていくっていう、教育の専門家に、大きく負うところがあると思うんです。そういうことが無しに、教育委員会が直接的に展示内容に責任を負ってしまうというような、やり方っていうのは色々トラブルを起こしやすいので、ぜひ、安定した平和祈念館の運営っていうことを考えると、そういう専門家を置くということも含めて、あるいは、それについての、展示内容についての検証も行っていくってことをどう確保していくかってことも含めて、制度設計をもう一回きちんとやり直してくことが必要だと思います。

第二に、私は、それを保証していくためには、やはり条例の制定、こういうことも視野において、市民の代表である議会での同意を得てしっかりとした制度設計を作らないと、いろんな問題が繰り返されていく恐れがあるかなと思います。それは市行政のためにも、また市民にとってもですね、大変大事なプラスになることだろうと思っておりますので、引き続きご検討いただきたい。

第三に、展示内容の基本的な考え方としてね、やはり専門的な歴史の知識を持った人が、知識を持たない一般の方に教えるというような、そういう上下関係の場所であってはいけないなと思っています。やはり歴史の専門家も含めてね、専門家とそれから一般の市民との間で、水平的にコミュニケーションを取る場所だろうと、様々な立場でお互い史料を通じて学び合っていく場所、そして市民的なコミュニケーションを発展させていく、そういう場所であるべきだろうなと思うんですね。ですから、1 から 10 まで全部、知識を持っている者が教えてやるんだっていう発想は古いだろうなと思います。以上です。そういう方向で、展示内容をさらに充実させていくために基本的な考え方はどうあるべきか、また考えていく必要があるのかなと。

(座長)

ありがとうございました。協議の進行にご協力賜りまして。時間が参りました。少しオーバー してしまいましたが、まとめを含めてマイクをお返しいたします。

4 その他

(秦野次長)

本日、皆さんお集まりいただいて、大変長時間にわたりまして熱心なご議論いただきまして、ありがとうございました。私どもとしましては、委員の皆様のご意見を参考にさせていただいて、祈念館へ訪れた皆さん1人1人がこの平和について学ぶ機会と、自ら学ぶ機会となっていくということを考えております。それが平和の大切さを語り継ぐことができる展示や取り組みが、さらに深めていきたいと思うところでございます。今日も最後のところに、いろいろな意見をいただいておりますし、動画のところでも様々な意見をいただいておりますけれども、私どもとしましては、この平和を学ぶ機会を広げるということについては、展示だけではなく、今ちょっとお示しをさせていただきました動画ですとか、現在行っております高校生の学びだとか、そういうような様々な取り組みを進めていきたいと思います。本日は、当地域に残る戦争遺跡を紹介した動

画をご報告をさせていただいたというところであります。今も祈念館のですね、制度設計を改めて考えていくというようなご提案もいただいておりますので、今後そのようなところも踏まえながら、私どもも皆様のご助言をいただきたいと考えております。1年間お忙しい中、ご参集をいただきまして、熱心なご議論をいただいたこと、改めて感謝を申し上げます。新年度につきましては、今ご意見を賜りましたことも参考にさせていただきまして、展示内容は元より、祈念館を中心とした学びの機会について、さらにご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。重ねて1年間の御礼を申し上げます。ありがとうございました。

5 閉会

(秦野次長)

それでは、閉会とさせていただきます。本日はご多忙の中、お集まりいただきまして、熱心に ご意見をいただきまして、ありがとうございました。これで第6回飯田市平和祈念館展示・活用 委員会を閉会とさせていただきます。来年度もよろしくお願いいたします。どうもありがとうご ざいました。